

## 様式2

## 審議会等会議録

審議会等の名称	第2回山口市住居表示審議会(小郡下郷地区)
開催日時	令和8年1月13日(火曜日)19:00~19:30
開催場所	小郡地域交流センター 2階 第二講座室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	恒富竹司、塩川勤三、吉田和正、杉山一利、重富工、山根基信、右田雅彦、渡邊徹志郎、前田哲男(委員9名)(敬称略) 小郡総合支所長 阿野浩二、地域生活部長 鈴木徹行(幹事2名)
欠席者	丸田隆時
事務局	今谷生活安全課長、白松主幹(2名)
議題	1 町の区域及び名称 2 今後の予定等について
内容	<p>(事務局)</p> <p>皆様、本日は御多用中にもかかわらず、御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、最初に、昨年11月5日に本審議会を開催することとして、皆様にご案内をさせていただいたおりましたが延期をさせていただいたところでございます。本日の開催となりましたことをお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、御案内の時刻となりましたので、ただ今から、第2回山口市住居表示審議会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、はじめに前田会長から一言御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長)</p> <p>本日は、皆様御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、第2回目の審議会でございまして、前回からの継続審議となっておりました諮問事項につきまして審議をしていただきます。</p> <p>本日も円滑に審議が進みますよう、皆様の御協力をよろしくお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員、幹事の皆様の御紹介につきましては、お手元にお配りしております配席図にて代えさせていただきます。</p> <p>なお、小郡郵便局長の丸田(まるた)委員は、本日御欠席でございます。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>新たな資料につきましては、「次第」、「配席図」、資料5「町割(案)補足資料」、資料11「自治会名入り表示板(イメージ例)」、以上4点でございます。資料の不足等ご</p>

ざいましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは前田会長、議事進行をよろしくお願ひします。

(会長)

それでは審議に入ります前に、まず、この審議の公開・非公開についてお諮りします。

原則公開ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。原則公開ということにさせていただきます。

次に、議事録についてでございますが、審議内容を広く公開していくため、山口市のホームページへ発言者の氏名を伏せた上で、公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議事録署名人2名を私のほうで指名させていただきます。

関係地区住民の代表として、山根(やまね)様、関係行政機関の職員として渡邊(わたなべ)様を指名させていただきます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではよろしくお願ひします。

審議にはいっていきますが、諮問内容につきましては、お手元の資料の次第の「1 議事」に記載しております (1)町の区域及び名称についての1点のみでございます。

前回の審議会において、山手下区から、「山手下区の住民なのに、住所が矢足になってしまふところが数軒あり、その数軒について、山手下の方に入れてもらえないだろうか。」という御意見があり、それに対して、事務局からは、「町割については、道路等の恒久的な施設により分けなければならないことから難しい。」というふうに返答がされたところです。

そこで、山手下区の方で、審議結果を今一度地元に持ち帰っていただきまして、当事者の方ともよくお話ををしていただき、今回の審議会で回答をいただくということで、前回は終了しております。

事務局から補足説明等ありましたらよろしくお願ひします。

(事務局)

少しだけ補足説明をさせていただきます。

本日お手元にお配りしております、資料5(補足資料)、両面になっておりまして、表  
面は資料5の何もないもので、裏面に補足資料としてつけさせていただいております。  
こちらの青囲みのものがついている補足資料をみながら、聞いていただけたらと思  
います。

今回の実施区域において、区の名称と町の名前が異なる部分が3か所ございま  
してそれを図示したものになります。山手下区の住民の住所が矢足になるところが2か  
所、矢足区の住民の住所が長谷になるところが1か所ございます。

青色で着色した部分となります、自治会の境に道路等の恒久的な施設が存在す  
れば、そこで分けることも可能ですが、御覧のとおり、自治会の境には道路等の恒久  
的な施設等が存在いたしません。

市といいたしましても、自治会のエリアと町割ができる限り、合わせるように努めてお  
りますが、一定のルールがあるため、その3か所につきましては、自治会の名称とは異  
なる町名となってしまいます。

山手下区、矢足区の区長さん、副区長さんにおかれましては、当事者の皆様への説  
明に御尽力いただきしております、一定の御理解をいただいているものと考えております。

なお、後ほど説明をさせていただきますが、この青色で着色した部分の住民の皆様  
に直接、御意向をお聞きし、自治会プレートの貼付けを希望される場合は、貼付けを  
行いますので、当事者の皆様に御周知いただければと考えております。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。山手下区におかれましては、前回審議会での審議内容等を  
回覧により周知を図っていただいたと思いますが、住民からの御意見等を含め、この  
件について、山手下区から御発言をいただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、お願ひします。

(委員)

前回の審議内容等につきまして、皆様に回覧するとともに当事者の方々とも話し合  
いをした結果、町割りについてはルール等もあることから仕方がないということで御理  
解を得たところでございます。

したがいまして、事務局から御提案のありました町割り案については、原案通りとし  
ていただけたらと思います。

なお、自治会名のプレート等も付けることが可能ということですので、そのあたりも  
十分御検討いただいて今後進めていただければと思っております。

以上です。

(会長)

山手下区からの発言がありましたが、何か御質問、御意見があればお願ひしたいと思います。

いかかでどうか。

(意見等なし)

それでは、事前に山手下区から11月5日の審議会の延期をお願いした経緯等について、発言の機会を求められておりますのでお願ひしたいと思いますが、皆さんよろしいでどうか。

(異議なし)

それではお願ひします。

(委員)

それでは発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

10月8日の日に第1回審議会がございまして、事前に、10月4日に役員会を開催し、山手下を町名とすることを、出席した役員の多数決で決めて、10月8日の審議会には山手下にするということで御審議をしていただき、山手下とすることについて同意を得たところでございます。

審議会終了後、地域住民から役員会だけで決めるのはおかしいのではないかと、全員の希望をとるべきではないかという意見がございました。

市を交えて説明会を行いましたが、やはりアンケートをとったほうがいいということになりましたので、急遽11月5日の審議会を延期をさせていただくお願ひをいたしました。

その後、11月6日から11月15日の間に全世帯アンケートを実施いたしました。そして11月16日までに回収を行い、11月18日に集計を行いました。

その結果は、次のようになったところでございます。全世帯数が273戸、回収できたのは250戸、回収率は91.5%でございました。そのうち、町名を山手にするという希望が53戸、21%。山手下にするという希望が192戸、77%。白票5戸、2%となりました。

この結果を文書として作成し、11月20日付で「アンケート結果に従い、山手下自治会の総意として、山手下とする」という周知文書を配布し、皆様に御理解していただくお願ひをしたところでございます。

この文書に対する異議、あるいはその集計をもう一度見直したいというような意見

は、現在のところ一件も寄せられていない状況でございます。その事について申し添えておきます。

いずれにしましても、私ども山手下自治会として、もう少し具体的なことを住民に対してきちんと話しをしておかなければいけなかったことが、十分に伝わらず、このような形で審議会を延期していただいたことについて、委員の皆様には大変申し訳なく思っております。

本当に御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。ここでお詫び申し上げます。

以上、簡単でございますが経緯を説明させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。山手下区エリアの町名についての発言がありましたが、何か御質問、御意見があればお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(意見なし)

御意見がないようでしたら(1)の町の区域及び名称につきましては、資料5のとおりということになりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、資料5を町の区域及び名称として決定いたします。

本日、議事(1)の町の区域及び名称につきましては、資料5のとおりとすることとなりました。

今後につきましては、決定いたしました内容を答申案としてまとめさせていただきます。

答申案は事務局を通して委員の皆様に御報告させていただきますので、修正等の御意見がございましたら、連絡いただきたいと思います。

なお、答申の取りまとめにつきましては、会長一任という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、今後の予定等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、皆様のお手元にお配りしております、資料11を御覧ください。これは、自

治会名入り表示板のイメージ例でございます。前回、山手下区の御意見への回答、それから先ほどの補足説明の中で自治会プレートという発言をいたしましたので、御紹介させていただきます。

まず、2年目エリアでも同じようなケースがございまして、大正上区の例で申しますと、大正上区の住民なのに、住所が隣の区の名前的小郡東津一丁目となったことがございまして、自治会も東津になるのではと錯覚を起こしやすいという状況がありました。将来、住居表示の経緯を知らない住民は、もしかすると、住所が東津なので、自治会も東津だろうと思う方が出てくるかもしれません。

イメージ例の方でお話をいたしますと、2年目エリアのケースで同様のケースがあり、下側のプレートを見ていただけたらと思います。自治会は明治東ですが、住所が小郡大正町になるというケースです。

この時も自治会が明治東ですが、自治会がどちらなのかというのが分かりづらくなってしまうので、こういう紛らわしいケースにおいては自治会名プレートを本人の希望をお聞きして、貼り付けを行うということにより対応しています。

今回も、実際に山手下区の方の住所が矢足になったり、矢足区の方の住所が長谷になったりというケースがございますので、本人の御希望があれば、自治会プレートの貼り付けを行いますので、御周知の方をよろしくお願ひできたらと思います。

次に、今後のスケジュールについてでございます。

資料2を御覧ください。

これから、本住居表示審議会の答申をいただきまして、令和8年3月議会において、実施区域、実施方法について議会提案を行い、議決をいただく予定しております。

その後、関係事業所・法人等へ早めの周知のため情報提供を行います。

その後、住居表示実施についての、30日間の公示を行った後、令和8年9月議会では、「字の区域の変更及び町の区域の新設」につきまして、議会への提案を行います。

議決後は、令和9年1月までに住居表示実施後の手続き等についての法人説明会及び住民説明会を実施する予定しております。

住民説明会では、実際に住居表示が実施された後に、必要な手続きについての御説明をさせていただくとともに、住所表記が変更になったことをお知らせするための無料のハガキの配布や住所変更の手続きに必要となります住居表示変更証明書などの事前受付の話をさせていただきたいと考えております。

こちらは重要な住民説明会でございますので、1人でも多くの方に御出席を賜りたいと思います。

その後、街区表示板及び町名表示板等の貼り付けを行うこととなります。

実施日につきましては、令和9年2月中旬を予定しております。

また、今回の会議録につきましては、完成次第、議事録署名人のお二方に御確認いただき、御署名をいただいた後に委員の皆様に送付いたします。

区長の皆様、副区長の皆様におかれましては、今回の審議会の内容につきまして、

事務局でまとめたものについて、各自治会内の回覧などにより周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、自治会住民の皆様から、区長、副区長の皆様に対して、御意見等が寄せられた場合には、生活安全課へおつなぎいただきますようお願い申し上げます。

あわせて、実施についての30日間の公示についてですが、5月1日から30日間を予定しておりますのでよろしくお願いします。

事務局からは以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、住居表示審議会は、本日の審議会をもって一応の終了とさせていただきます。再度の協議が必要であると判断をした場合は、あらためて審議会を開催させていただきますので、その際は御連絡をさせていただきます。

本日は委員の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

－本日の審議会の終了を宣言し、会議終了－

会議資料	1 次第 2 配席図 3 資料2 実施までの流れ 4 資料5 町割(案) 5 資料5 町割(案) 補足資料 6 資料11 自治会名入り表示板(イメージ図)
問い合わせ先	地域生活部生活安全課 TEL 083-934-2986